

①ロボットとの会話を楽む子どもたち  
 ②ロボットを使ったコミュニケーション教育に取り組んでいる平田オリザさん  
 =いずれも奈義町豊



起



「来年度中にはロボットを使った演劇をつくる教育とかができるのではないかと。奈義町でどんな最先端の授業を試験的にさせていただけたらと考えています」と話した。

(松尾俊)

# 視覚障害で配転「無効」

## 地裁 岡山短期大に慰謝料命令

岡山短期大(倉敷市)の女性准教授が「視覚障害があることを理由に授業を外され、事務職への変更を命じられたのは不当」として、短大を運営する学校法人を相手取り、配転命令の撤回などを求めた訴訟の判決が28日、岡山地裁であつた。

善元貞彦裁判長は、配転と研究室の明け渡し命令は無効とし、短大側に慰謝料など110万円の支払いを命じた。

訴えていたのは、倉敷市の山口雪子さん(52)。判決によると、山口さんは1999年に岡山短期大の教員となつた。幼児教育学科の准教授として勤務してきた。網膜異常で視野が狭くなる「網膜色素変性症」を患い、次第に視力が低下。2014年に退職勧奨を受け、私費で視覚補助の補佐員を雇って授業を続けていた。

だが、昨年3月、事務職への変更を命じられたことなどを不服として提訴した。裁判で、短大側は「授業中、ラーメンやお菓子を食べている生徒を注意できなかったり、無断退出が横行したりしている」などと主張。これに対し、判決は「適切な視覚補助のあり方に改善すれば、学生の問題行動については対応可能」と指摘。「職務の変更の必要性は十分とは言えず、権利の乱用だ」と退けた。

さらに善元裁判長は、事業者らには「(障害者に)合理的配慮の提供」が求められていると言及。昨年4月施行の障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法にも定められており、「望ましい視覚補助の在り方を学科全体で検討、模索することこそが障害者に対する合理的配慮の観点からも望ましい」と付け加えた。

判決後、山口さんは会見し、「大学教員を続けることは自分らしく生きるこ



判決後に会見する山口雪子さん=岡山市北区南方1丁目の岡山弁護士会館

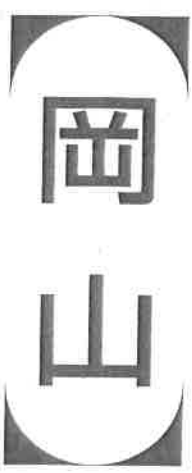
ふるさと納税で県立の学校に寄付ができるようになる。これまでも県の「教育振興」に関する事業へ寄付できたが、4月から学校を指定しての寄付が可能になる。

# 学校へ寄付可能に

## 新年度から県のふるさと納税

県教委は「母校を応援したい」と思っている方に、ぜひ寄付をお願いしたい」と話している。

新たに創設される学校指定のふるさと納税は、個人と企業、どちらからの寄付も受け付ける。いずれも税



どちらの処方せんでも受付ます  
 あなたの身近なお店

**YAMAKAWA PHARMACY**  
**やまかわ薬局**

野田店 / 上中野店  
 大供養町店 / 中山下店  
 松浜店 / 庭瀬店  
 赤磐本店

【野田店】  
 岡山市北区野田3丁目18-52  
 やまかわ薬局 検索

☎086-239-8334

岡山総局  
 岡山市北区野田屋町  
 〒719-12-11  
 ☎086(225)4301  
 mail:okayama@asahi.com

倉敷支局  
 ☎086(424)1031

津山支局  
 ☎0868(22)2184

備前支局  
 ☎0869(64)3110

購読のお申し込み  
 配達お問い合わせ  
 0120-33-0843  
 (7:00~21:00)

購読・配達のご用は  
 岡山 086(223)8424  
 倉敷 086(421)4348  
 津山 0868(23)3780  
 備前 0869(63)6951  
 備中 0867(72)7738

広告のご用は  
 岡山 (222)6761  
 津山 (243)9011

の優遇を受けられ、個人は2千円を自己負担すれば、残りの金額に応じて住民税や所得税が減税される。たとえば1万円を寄付すると、2千円を除いた8千円分が控除の対象となる。

問い合わせは、事業の概要については県教委財務課(086・226・757)

2)、納税の仕組みについては県税務課(0120・601・388)へ。

**介護相談なら。**  
 福祉用具相談員・福祉住環境コーディネーター(2級)が対応します。

第一日比の

女子のバスケット(津山市)に敗れたチームと対する【男子予選】兵庫長野【女子予選】

**高価**

きょうの花粉情報 北部